**持続可能な公共交通の実現支援補助金公募要領**

|  |
| --- |
| ■　申請書兼補助事業実績報告書の提出期間 |
| **【令和５年８月3１日（木）までに事業終了しているもの】**  **締切：令和５年９月２９日（金）　午後４時（必着）**  **【令和６年１月３１日（水）　までに事業終了しているもの】**  **締切：令和６年２月７日（水）　午後４時（必着）**   * 令和５年４月1日（土）以降で令和６年1月３１日（水）までに支出が完了している   経費が補助対象です。   * 交付決定後、「事業者名（個人事業者においては、個人事業者名）」「交付金額」   実施した「持続可能な公共交通の実現支援補助金事業」を公表することがあります。 |

|  |
| --- |
| ■　申請書兼補助事業実績報告書の提出先 |
| 広島県個人タクシー協会  ○ 提 出 先： 〒73４-0０２２　広島市南区東雲３丁目１５番２０号３F  　　　　　　　　　　　　　　　広島県個人タクシー協会　宛て |

|  |
| --- |
| ■　問合せ先 |
| 広島県個人タクシー協会  ○ 電　 話 ： 08２-２８３-７５７７  ○ 受付時間 ： 9：３0～12：00、13：00～１６：３０　月～金曜日（土日祝を除く） |

《　目　　次　》

**Ⅰ　事業概要**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

１　目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

２　対象事業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

３　補助対象期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

４　申請期限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

５　対象事業及び対象経費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

６　補助率及び補助上限・下限額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

**Ⅱ****申請概要**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

　１　申請期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

２　申請の流れ及び提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

**Ⅲ　事業実施**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

１　事業実施等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

２　補助事業者の義務等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

**Ⅳ　その他の留意事項**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

**Ⅰ　事業概要**

**１　目　的**

新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、燃油価格の高騰により、厳しい経営環境にある公共交通事業者に対し、燃油費の高騰に左右されない経営の安定化を目指した省エネ対策の取組等を支援することにより、持続可能な「公共交通」の実現を図ることを目的としています。

**２　対象事業者**

次のいずれにも該当するもの。

①　広島県内に営業所を置く，道路運送法の規定による「一般乗用旅客自動車運送事業」（１人１車制個人タクシー）の許可を受けた事業者であること。

　また、以下の②～⑦のすべてを満たすことが必要です。

　　②　補助事業の円滑な実施に支障をきたさない、十分な業務遂行能力と適正な経理執行体制を有していること。

③　補助対象として申請した内容（経費）に関して同一品目において、国・県・市町等が実施する併用を不可とする他の制度（補助金等）から補助金を交付されていないこと。

④　国、県、広島県個人タクシー協会（以下「協会」）又は協会から委託された者が事前通告なしに行う訪問調査に協力すること。

⑤　代表者、役員及び従業員が「広島県暴力団排除条例」に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと。

⑥　国税及び県税に未納がないこと。

⑦　事業継続の意思があること。

**３　補助対象期間**

　令和５年４月1日（土）から令和６年1月３１日（水）まで

　　 ※　原則対象期間内に発注、支払いが完了した経費が補助対象となります。

　　 ※　都合により、期限内に納期が間に合わない事業のうち、令和６年２月2９日（木）までに納品が確実と認められるものに限り、個別相談対応させていただきます。

**４　申請期限**

　　【令和５年８月3１日（木）までに事業終了しているもの】

締切：令和５年９月２９日（金）　午後４時（必着）

【令和６年１月3１日（水）までに事業終了しているもの】

締切：令和６年２月７日（水）　午後４時（必着）

**５　対象事業及び対象経費**

次にあげる事業の実施に要した経費

1. **環境対策事業（省エネ対策事業）**

燃油費高騰対策に資する事業で環境対策に資するもの

　《事　例》

|  |
| --- |
| ・エコタイヤへの履き替え  （タイヤメーカーがエコタイヤとして推奨し、低燃費・省燃費がデータとして  示されていること）  ※別紙「エコタイヤ基準」に適合するものを対象とします。一覧にないものを購入する場合は、必ず事前に事務局にご相談ください。なお、購入されたものについて、交付対象とならない場合があります。  ・車両購入・更新（中古車については、原則、平成27年度燃費基準達成車以上の車両）  ※車両購入・更新の場合は、必ず事前に事務局にご相談ください。なお、購入されたものについて、交付対象とならない場合があります。  ・エコドライブ研修の実施　など |

　　※その他、協会が認める経費

**②　デジタル化対策**

　　燃油費高騰対策に資する事業でデジタル化対策に資するもの

《事　例》

|  |
| --- |
| ・デジタル運行記録システム（「事故防止対策支援推進事業（運行管理の高度化に対する  支援）」において国土交通大臣が選定したデジタル式運行記録計）の導入  ・ダイヤ編成システムの導入・更新（最適なダイヤ編成による回送削減）　など |

　※その他、協会が認める経費

**○補助対象とならない経費**

次の経費は補助の対象となりません。

①　広島県内の営業区域の乗用事業以外の事業に供する車両等に掛かる経費

②　間接経費（振込手数料、光熱費、収入印紙代等）

③　対象期間後に支出した経費

④　既存機器更新等に要した経費

⑤　ランニングコスト（家賃や通信費などの経常的な経費など）

⑥　雇用に係る経費

⑦　不動産購入に係る経費

⑧　補助対象経費の申請、請求に係る経費の証拠書類に不備のある経費

⑨　その他、補助金の使途として社会通念上不適切と認められる経費

**○消費税等の取扱について**

**消費税等は補助対象となりません。**

補助金額に消費税等が含まれている場合、補助事業完了後、補助金に係る消費税等仕入控除税額（※）の確定に伴い、仕入控除税額確定報告書の提出を求めることになります。

**６　補助率及び補助上限額**

補助対象事業費の２/３以内

補助金上限額：自社の所有する広島県内の営業区域の乗用事業に供する車両×２万円

※ 補助対象経費に補助率を乗じた額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を

補助金交付額とします。

**Ⅱ　申請概要**

**１　申請期間**

　【令和５年８月3１日（木）までに事業終了しているもの】

締切：令和５年９月２９日（金）　午後４時（必着）

【令和６年１月3１日（水）までに事業終了しているもの】

締切：令和６年２月７日（水）　午後４時（必着）

※ 令和５年４月1日（土）以降で令和６年1月３１日（水）までに支出が完了している経費が補助

対象です。

※ 交付決定後、「事業者名（個人事業者においては、個人事業者名）」「交付金額」実施した「持続可能

な公共交通の実現支援補助金事業」を公表することがあります。

**２　申請の流れ及び提出書類**

　　補助対象経費、補助金交付申請額など算出については、提出前に確認をお願いします。

　（１）申請方法

①　提出先　：広島県個人タクシー協会

　　〒７３４－００２２　広島市南区東雲３丁目１５番２０号３F

（２）申請フロー

**申請者（交通事業者）**

**広島県個人タクシー協会**

【８月３１日までに事業終了しているもの】

補助申請書兼報告書の提出

締切：令和５年９月２９日（金）

交付決定

不交付決定

補助金額の確定

　　　必要な場合、現地調査

補助金額の支払い

補助金額の受領

【１月３１日までに事業終了するもの】

補助申請書兼報告書の提出

締切：令和６年２月７日（水）

補助金額の受領

交付決定

不交付決定

補助金額の確定

　　　必要な場合、現地調査

補助金額の支払い

【提出書類】

１　補助申請兼実績報告時

|  |  |
| --- | --- |
| 1. 持続可能な公共交通の実現支援補助金   交付申請書兼補助事業実績報告書 | 別記様式第１号 |
| 1. 事業報告及び経費積算内訳書 | 別記様式第１号　別紙１ |
| 1. 振込希望口座情報 | 別記様式第１号　別紙２ |
| 1. 誓約書 | 別記様式第１号　別紙３ |
| 1. 支出内容が確認できる資料（写しでも可）   （納品書、請求書、領収書等）  ※１　1月31日までの支払いとなっているもの  ※２　領収書は、補助申請者名での請求となっている  もの（上様は認められない）  ※３　レシートは認められないことから、領収書を  徴取すること  ※４　総合振込の場合は、補助対象経費を含めた振  込額と同額となる相手方からの請求書を添付  すること。また、補助対象経費がわかるように  すること | 必要に応じて添付すること |
| 1. 備品の設置状況がわかる写真 | 添付すること |
| 1. 通帳のコピー（表面、表紙をめくった1枚目） | 添付すること |
| 1. （車両購入の場合）自動車検査証の写し   ※自動車検査証記録事項の写しを添付すること | 添付すること |

**Ⅲ　事業実施**

**１　事業実施等について**

①　対象となる経費は、令和５年４月１日（土）以降、令和６年1月31日（月）までに支出した経費です。

②　交付決定について

・　交付申請額と交付決定額は異なる場合があります。

・　補助金交付決定に当たって、必要に応じて条件を付す場合があります。

③　補助金の支払いについて

申請書兼補助事業実績報告書の提出を受け、補助金の額を確定し、交付決定通知後、支払います。

**２　補助事業者の義務等**

補助事業の交付決定を受けた場合は、次の条件を遵守しなければなりません。

（１）検査への対応について

補助事業終了後であっても、協会などが補助事業の運営及び経理状況について現地検査を行う場合、これに応じる必要があります。

**Ⅳ　その他の留意事項**

（１）他の補助制度との併用

国及び市町などが実施する他の補助制度が認めている場合、併用した交付申請も可能です。

なお、他の制度と併用している場合、交付決定額の合算が、過充当にならないよう留意してください。交付決定後に過充当が発見された場合は、交付決定を取り消し、補助金の返還を求めます。

　（２）根拠書類

支出根拠書類として同一書類により、同一額を複数の補助対象経費として重複申請した場合、全ての対象の申請を受理しません。また、交付決定後において重複申請が判明した場合、交付決定を取り消し、補助金の返還を求めます。

（３）提出された申請書類等の取扱いについて

提出された申請書類等の機密保持については、補助事業実施のためにのみ使用します。ただし、補助事業者に採択された場合は、協会及び広島県の情報公開規定に基づき、不開示情報（個人情報、法人等の適正な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となります。

補　助　事　務　Q　&　A

**補助事務（共通）**

|  |
| --- |
| （問１）令和５年4月1日以前に発注し、補助期間内に納入されたものは補助対象になりますか。 |
| （答１）補助対象にはなりません。令和５年4月1日以降に発注し、原則令和６年1月31日までに納品・支払されたものが対象となります。  但し、都合により、期限内に納期が間に合わない事業のうち、令和６年２月28日までに納品が確実と認められるものに限り、個別相談対応させていただきます。 |

|  |
| --- |
| （問２）補助申請書兼実績報告書等への押印（代表社印）は必要ですか。 |
| （答２）補助申請書兼実績報告書等については、押印は不要です。 |

|  |
| --- |
| （問３）複数の事業（タイヤ購入、デジタル運行記録システムなど）を合わせて自社の補助上限額を超えるように申請することは可能ですか。 |
| （答３）可能です。その場合は、申請書兼補助事業実績報告書等にそれぞれの事業内容について記載してください。補助金額は上限額までとなります。 |

|  |
| --- |
| （問４）エコタイヤ等を購入・装着した車両のみが補助上限額の積算対象でしょうか。 |
| （答４）補助上限額は、自社の所有する乗用車量（乗合車両）数×２万円、または補助対象経費の２/３のどちらか少ない額です。車両購入1台に対し、補助上限額まで活用することも可能です。 |

|  |
| --- |
| （問５）補助申請、実績報告の申請期限を過ぎた場合はどうなりますか。 |
| （答５）原則、期限後申請、報告は受付けません。やむを得ない事業がある場合は、事前に事務局に相談してください。 |

|  |
| --- |
| （問６）令和５年８月3１日までに事業終了しているもので、９月２９日の締切に間に合わなかった場合、最終締切までに提出すれば補助を受けられますか。 |
| （答６）原則、期限後申請、報告は受付けません。やむを得ない事業がある場合は、事前に事務局に相談してください。 |

|  |
| --- |
| （問７）全ての事業について補助金の概算払い（事前支払い）が可能ですか。 |
| （答７）原則、事業終了後の精算払い（実績払い）とさせてください。1月末時点での納品が難しい事業について、個別相談させていただければと考えています。 |

**補助対象（タイヤ購入）**

|  |
| --- |
| （問８）タイヤ購入については、車両への設置までが完了している必要がありますか。 |
| （答８）補助対象期間内に納品・支払いが完了していれば補助金の対象となります。但し、車両への設置後、速やかに設置状況のわかる写真等の資料を事務局へ送付してください。当面、車両へ設置せず、保管しておく場合は、別途、事務局へ相談をしてください。 |

|  |
| --- |
| （問９）タイヤ購入については、車両への設置工事費も補助対象となりますか。 |
| （答９）補助対象となります。但し、その場合は、補助対象期間内に、設置工事が完了し、支払いが終了していることが条件となります。 |

**補助対象（車両更新）**

|  |
| --- |
| （問1０）車両購入については、新車でなければならないのですか。 |
| （答1０）中古車購入も補助対象となります。中古車両の購入については、原則、改正省エネ法に基づく２０１５年度（平成27年度）燃費基準達成車以上の車両を対象とし、補助申請時に、更新前の車両との比較による燃費向上について説明してください。 |

|  |
| --- |
| （問1１）EV車等の購入に付随する充電設備の購入や付帯工事も補助対象となりますか。 |
| （答1１）補助対象となります。但し、充電設備設置工事のみの事業では補助対象となりません。車両購入とセットで補助申請をお願いいたします。 |